

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年3月27日
【会社名】	第一中央汽船株式会社
【英訳名】	DAIICHI CHUO KISEN KAISHA
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 薬師寺 正和
【本店の所在の場所】	東京都中央区新富二丁目14番4号
【電話番号】	03(5540)1927
【事務連絡者氏名】	理事 総務部長 村瀬 史人
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区新富二丁目14番4号
【電話番号】	03(5540)1927
【事務連絡者氏名】	理事 総務部長 村瀬 史人
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	D種種類株式 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 8,500,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
D種種類株式 (行使価額修正条項付新株 予約権付社債券等)	8,500,000株	(注)2、3、4

##### (注)1 発行決議

本有価証券届出書によるD種種類株式(以下「本D種株式」という。)に係る募集は、平成26年3月27日開催の取締役会決議によるものである。なお、平成26年6月27日開催予定の当社定時株主総会(以下「本定時株主総会」という。)において、本D種株式の発行に関する議案について特別決議による承認を得ること並びに本定時株主総会並びに同日開催予定の普通株主による種類株主総会及びA種種類株主による種類株主総会において本D種株式の発行に伴い必要となる定款の一部変更に係る議案について特別決議による承認を得ることを条件とする。

##### 2 本D種株式の特質

- (1) 本D種株式には、当社の普通株式を対価とする取得請求権が付与されている。本D種株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における普通株式の株価を基準として修正されるため、普通株式の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される普通株式の数が増加する場合がある。
- (2) 本D種株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係る本D種株式の数に払込金額相当額(但し、本D種株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を、下記に記載する取得価額で除して得られる数とする。なお、本D種株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。  
取得価額は、当初、54円とし、平成27年2月7日以降の毎年2月7日及び8月7日(併せて以下「本D種取得価額修正日」という。)に本D種取得価額修正日における時価(下記3(4)に定義する。)に相当する額に修正される。
- (3) 修正後の取得価額は、72円を上限とし、36円を下限とする。
- (4) 当社の決定による本D種株式の全部の取得を可能とする旨の条項はない。
- (5) 本D種株式には、金銭を対価とする取得請求権が付与されている。

##### 3 株式の内容

本D種株式の内容は、以下のとおりである。

##### (1) 議決権

株主総会の議決権

本D種株式を有する株主(以下「本D種株主」という。)は、株主総会において議決権を有しない。

種類株主総会の議決権

本D種株主は、当社の本D種株主を構成員とする種類株主総会において、本D種株式1株につき1個の議決権を有する。

##### (2) 剰余金の配当

本D種期末配当金

当社は、剰余金の期末配当を行うときは、当該剰余金の期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された本D種株主又は本D種株式の登録株式質権者(本D種株主と併せて以下「本D種株主等」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(普通株主と併せて以下「普通株主等」という。)に先立ち、本D種株式1株につき、本D種株式1株当たりの払込金額相当額(但し、本D種株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記に定める配当年率(以下「本D種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭(以下「本D種期末配当金」という。)の配当を行う。但し、当該基準日の属する事業年度において本D種株主等に対して下記に定める本D種中間配当金を支払ったときは、その額を控除する。なお、本D種期末配当金に、各本D種株主等の保有に係る本D種株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

本D種優先配当年率

本D種優先配当年率は、2.00%とする。

#### 本D種中間配当金

当社は、剰余金の中間配当を行うときは、当該剰余金の中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された本D種株主等に対し、普通株主等に先立ち、本D種株式1株につき、本D種期末配当金の額の2分の1を上限とする金銭の剰余金(以下「本D種中間配当金」という。)の配当を行う。

#### 非参加条項

本D種株主等に対して、本D種期末配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

#### 累積条項

ある事業年度において本D種株主等に対して行う剰余金の配当の額が本D種期末配当金の額に達しないとき、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(以下「累積未払本D種優先配当金」という。)については、本D種株主等に対して、普通株主等に対する剰余金の配当及び本D種株主等に対する本D種期末配当金及び本D種中間配当金の額の支払いに先立ち、これを支払う。

#### 優先順位

本D種株式の剰余金の配当(累積未払本D種優先配当金の配当を含む。)の支払順位は、A種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式と同順位とする。

### (3) 残余財産の分配

#### 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、本D種株主等に対し、普通株主等に先立ち、本D種株式1株につき、本D種株式1株当たりの払込金額相当額(但し、本D種株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)の金銭(以下「本D種残余財産分配額」という。)を支払う。なお、本D種残余財産分配額に、各本D種株主の保有に係る本D種株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

#### 非参加条項

本D種株主等に対して、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

#### 優先順位

本D種株式の残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式と同順位とする。

### (4) 普通株式を対価とする取得請求権

#### 普通株式対価取得請求権

本D種株主は、平成26年11月7日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記に定める数の普通株式の交付と引換えに、その有する本D種株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとする(以下「普通株式対価取得請求」という。)。但し、本D種株主は、平成26年11月7日以降平成27年2月6日までの間は、当該期間における下記及びで定める取得価額の合計額が累計で47億円を超えない限度においてのみ、普通株式対価取得請求をすることができるものとする。

当社は、当該普通株式対価取得請求に係る本D種株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、当該本D種株主に対して普通株式を交付するものとする。

#### 本D種株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

本D種株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係る本D種株式の数に払込金額相当額(但し、本D種株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を、下記乃至で定める取得価額で除して得られる数とする。また、普通株式対価取得請求に係る本D種株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

#### 当初取得価額

取得価額は、当初、54円とする。なお、下記に規定する事由が生じた場合は、下記に準じて適切に調整される。

#### 取得価額の修正

取得価額は、本D種取得価額修正日に本D種取得価額修正日における時価(以下に定義される。)に相当する額に修正される(以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)。但し、本D種取得価額

修正日における時価が、72円(以下「上限取得価額」という。)を上回る場合には上限取得価額を修正後取得価額とし、36円(以下「下限取得価額」という。)を下回る場合には下限取得価額を修正後取得価額とする。

「本D種取得価額修正日における時価」は、各本D種取得価額修正日に先立つ45連続取引日目に始まる連続する30取引日(以下、本において「取得価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)が発表する当社の普通株式の普通取引の終値の平均値とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。なお、取得価額算定期間中に下記に規定する事由が生じた場合、上記の終値の平均値は下記に準じて適切に調整される。

「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいう(以下同じ。)

#### 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額(上限取得価額及び下限取得価額を含む。以下同じ。)を調整する。

- ( ) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日以降、又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。

- ( ) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- ( ) 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本( )において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left( \begin{array}{l} \text{発行済普通株式数} \\ - \text{当社が保有する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \right)}{\left( \begin{array}{l} \text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数} \\ + \text{新たに発行する普通株式の数} \end{array} \right)}$$

- ( ) 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含むが、B種種類株式を発行する場合を含まない。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本( )において同じ。))に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本( )において同じ。))に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- ( ) 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本( )において同じ。))に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本( )による取得価額の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記( )乃至( )のいずれかに該当する場合には、当社は本D種株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、その適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。
- ( ) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ( ) 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ( ) その他、発行済普通株式数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45連続取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引の終値の平均値とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

#### 取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

#### 取得請求の方法

本D種株式の取得請求をしようとする本D種株主は、当社の定める取得請求書に、当該取得請求に係る本D種株式の数その他必要事項を記載したうえ、上記に記載する取得請求受付場所に提出しなければならない。

#### 取得請求の効力発生

本D種株式の取得の効力は、取得請求書が上記に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生し、当社は、本D種株式を取得し、当該取得請求をした本D種株主は、当社がその本D種株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。

#### 普通株式の交付方法

当社は、本D種株式の取得の効力発生後、当該取得請求をした本D種株主に対して、当該本D種株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

### (5) 金銭を対価とする取得請求権

#### 金銭対価取得請求権

本D種株主は、毎年7月1日から7月31日までの間に当社に対し事前の通知(撤回不能とする。)を行った上で、その直後に到来する9月1日(以下「金銭対価取得請求日」という。)において、法令に従い、当社に対して、下記に定める額の金銭の交付と引換えに、その有する本D種株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとする(以下「金銭対価取得請求」という。)

当社は、当該金銭対価取得請求に係る本D種株式の取得と引換えに、法令の許容する範囲内において、当該本D種株主に対して金銭を交付するものとする。

但し、本D種株式及びその他の種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額の総額が、「取得請求限度額(下記において定義される。)」又は法令の許容する額のいずれか低い金額を超える場合には、当社が取得すべき本D種株式は、当該金銭対価取得請求日に金銭対価取得請求がなされた本D種株式及び他の種類株式の株式数にそれぞれの種類株式の残余財産分配額を乗じた金額に応じた比例按分の方法により決定するものとし、かかる方法に従い取得されないことが決定した本D種株式については、金銭対価取得請求がなされなかったものとみなす。

#### 本D種株式の取得と引換えに交付する金銭の額

当社は、本D種株式を取得するのと引換えに、本D種株式1株につき、本D種株式1株当たりの本D種残余財産分配額(但し、本D種株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)及び累積未払本D種優先配当金の合計額に、本D種期末配当金を当該金銭対価取得請求日の属する事業年度の初日から当該金銭対価取得請求日までの日数(初日及び取得日を含む。)で日割計算した額(1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。)を加算した額の金銭を支払う。但し、金銭対価取得請求日の属する事業年度において、本D種株主等に対して本D種中間配当金が支払われているときは、その額を控除する。

また、本D種株式の取得と引換えに交付する金銭の総額は、「取得請求限度額(以下に定義される。)」を上限とし、かつ法令の許容する額の範囲内とする。

「取得請求限度額」は、当社の前事業年度末における分配可能額から、前事業年度に係る各種類株式の期末配当金及び累積未払本D種優先配当金の支払総額を控除した金額に70.0%を乗じた額とする。

#### 取得請求受付場所

東京都中央区新富二丁目14番4号  
第一中央汽船株式会社

#### 取得請求の方法

本D種株式の取得請求をしようとする本D種株主は、当社の定める取得請求書に、当該取得請求に係る本D種株式の数その他必要事項を記載したうえ、上記に記載する取得請求受付場所に提出しなければならない。

#### 取得請求の効力発生

本D種株式の取得の効力は、取得請求書が上記に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

(6) 譲渡制限

本D種株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

(7) 単元株式数

本D種株式の単元株式数は1,000株とする。

(8) 法令変更等

法令の変更等に伴い本D種株式の発行要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(9) その他

上記各項は、本D種株式の発行に必要な手続が完了していることを条件とする。

4 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはない。

5 当社普通株式にかかる振替機関の名称及び住所

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

6 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行理由等

(1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等により資金の調達をしようとする理由

当社グループの置かれた事業環境及び財務状況

当社グループは、創業以来、専用船事業の安定性と不定期船事業の積極性とのバランスをとりながら、中規模の海運業者として営業展開してきた。平成18年に策定した中期経営計画『Daiichi Vision 2010』では拡大路線に転換し、平成19年度には史上最高益を計上したが、平成20年度のリーマンショックに伴い海運市況が暴落した結果、好況時に契約した用船契約の用船料が大幅な逆ザヤとなり、当社の財務体質を急激に悪化させることとなった。そこで、当社グループは、自社船売却資金を使用した高コスト用船の用船契約の解約により、平成22年度には再び黒字化を達成したものの、リーマンショック以降の市況下落時に、船価低下の状況を睨みながら、船舶投資を積極化し、保有船隊の拡大を図ろうとしたところ、欧州危機、中国の経済成長の鈍化及び大量の新造船竣工により、未曾有の長期的な海運市況の低迷に突入し、これに円高及び燃料価格高が重なった。その結果、当社グループは、再び用船料の逆ザヤ等により損益が悪化するとともに、資金調達先未定の新造船に対する資金負担増によりキャッシュフローも悪化し、資金繰り及び財務基盤の双方の面において、自社のみの力によって安定的に事業を継続することが困難な状況となった。

平成25年2月6日及び同年6月28日付A種種類株式の発行による資金調達

そこで、当社グループは、平成24年11月30日に、安定利益を生む事業構造へと改革することを骨子とする中期経営計画(以下「平成24年11月経営計画」という。)を発表した。平成24年11月経営計画では、当社グループは、筆頭株主、主要金融機関、船主・造船所等の取引先からの支援により資金繰りを安定させ、資本増強を行うことで収益構造を再構築し、かつ、適正な船隊規模への回帰により安定利益を生む構造へと改革することを掲げている。かかる資本増強を図るために、平成25年2月5日開催の臨時株主総会の承認を得て、同年2月6日、第三者割当により株式会社商船三井(以下「商船三井」という。)に対してA種種類株式を発行し、総額150億円の資金調達を行った。当該調達資金の具体的な用途については、船舶投資資金に対して平成25年2月から平成26年3月に1,820百万円、運転借入金の返済に対して平成25年4月に1,250百万円、営業活動のための運転資金に対して平成25年2月から平成27年3月に11,780百万円の充当が予定されていたが、本有価証券届出書の提出日現在においては、船舶投資資金については平成26年3月までに1,820百万円が充当され、また、運転借入金の返済については1,250百万円が平成25年4月に返済されている。さらに、営業活動のための運転資金については、11,780百万円が、営業活動を行うにあたり前払いの必要がある費用等により平成26年3月までに充当されている。

また、平成25年6月27日開催の定時株主総会の承認を得て、同年6月28日、上記同様のA種種類株式を商船三井、MI-DAS LINE S.A.、GREEN SPANKER SHIPPING S.A.、SOUTHERN ROUTE MARITIME S.A.及びSUN LANES SHIPPING S.A.に対して発行し、総額164億円の資金調達を行った。当該調達資金の具体的な用途については、船舶投資資金に対して平成26年4月から平成27年3月に530百万円、営業活動のための運転資金に対して平成25年7月から平成27年3月に15,690百万円の充当が予定されていたが、本有価証券届出書の提出日現在においては、3,820百万円が、営業活動を行うにあたり前払いの必要がある費用等により平成26年3月までに充当されている。なお、平成25年6月28日発行のA種種類株式による調達資金の未充当額については、当初の予定通り充当が行われる予定である。

これにより、当社グループは、コスト高となっている用船契約の解約や高船価船に係る建造契約の解約等、今期の事業構造改革に伴う資本の減少及び現金の支出に対応し、経営の安定化を図ってきた。

これまでの資金調達について、当初の支出予定と現在の充当状況の比較表は下記のとおりである。

( )平成25年2月6日付A種種類株式の発行による資金調達の使用の状況			
発行時における当初の支出予定	船舶投資資金 運転借入金の返済 営業活動のための運転資金	1,820百万円 1,250百万円 11,780百万円	平成25年2月～26年3月 平成25年4月 平成25年2月～27年3月
現時点における充当状況	船舶投資資金 運転借入金の返済 営業活動のための運転資金	1,820百万円 1,250百万円 11,780百万円	平成26年3月まで 平成25年4月 平成26年3月まで

( )平成25年6月28日付A種種類株式の発行による資金調達の使用の状況			
発行時における当初の支出予定	船舶投資資金 営業活動のための運転資金	530百万円 15,690百万円	平成26年4月～27年3月 平成25年7月～27年3月
現時点における充当状況	船舶投資資金 営業活動のための運転資金	未充当 3,820百万円	未充当 平成26年3月まで

#### 取引条件の変更、社債の発行及び長期運転資金の借入れによる資金調達等

その後も、当社グループは、平成24年11月経営計画に記載のとおり資金繰りの安定及び資本増強をするために、引き続き、筆頭株主、主要金融機関、船主・造船所等の取引先に対して支援を依頼し、その方法について協議してきた。その結果、取引先の一部からは、当社との取引条件の変更、当社が発行する社債の引受け及び長期運転資金の貸付け等の形でご支援をいただくことになった。

具体的には、社債については平成25年3月に5,290百万円を発行し、70社のステークホルダーに引き受けていただいた(返済期限は2年から5年であり、利率は3.45%から3.60%である。)。長期運転資金の貸付けについては、平成25年3月末から10月末にかけ、13社から計7,029百万円の融資を受けた(返済期限は2年から10年である。利率は3.45%から3.60%であるが、変動金利によるものも含む。)。

また、一部の船主から用船料の支払いの繰延べに応じていただくとともに、一部の造船所から新造船に係る船価の支払いの繰延べに応じていただいた。

#### Ocean Victory号の訴訟

このような状況の中、平成25年7月31日付「訴訟の第一審判決に関するお知らせ」にもあるように、China National Chartering Co.,Ltdより、当社に対して、平成22年6月21日付で提起されていた訴訟について、平成25年7月30日、英国高等法院より当社に対し、損害賠償約137.6百万ドル(約136億円)及び金利約29百万ドル(約29億円)並びに訴訟費用の支払いを命じる第一審判決が言い渡された。

これに対し、当社は判決言い渡し時に英国高等法院に対し、控訴を申請しており、今後の控訴審において本判決の不当性を主張し、徹底的に争っていく所存であるが、当該判決内容に基づき、上記第一審判決で言い渡された損害賠償額の一部に対応する5,937百万円を訴訟損失引当金繰入額として計上している。

なお、当社は、最終的に当社に責任があるとの判断がなされた場合には、信用状の活用(当社の取引銀行に信用状を発行して貰い、当該信用状に基づき取引銀行が立て替え払いをすることを想定している。)等により支払いを行う所存である。しかしながら、上記5,937百万円を超える損害賠償額(上記第一審判決で言い渡された損害賠償額と訴訟損失引当金繰入額として計上している金額の差額)及び訴訟費用については、本有価証券届出書の提出日現在において、引当金を計上していないことから、仮に控訴審でも当社の主張が認められなかった場合には、追加の訴訟損失が発生するリスクが存在する。そして、かかる追加の訴訟損失が発生した場合には、上記記載の平成25年2月6日及び同年6月28日付A種種類株式の発行による調達資金の未充当額を勘案しても、なお追加の資金が必要となることが想定される。かかる訴訟リスクに対応するためには、当該損害賠償額に対応する資本増強を行う必要がある。なお、追加の訴訟損失が発生せず、訴訟損失引当金繰入額として計上している5,937百万円については当社の責任があるとの判断がなされた場合においては、手元資金の活用若しくは借入金等により必要な対応を行う予定である。

#### 新中期経営計画

また、海運市況は回復傾向にあるものの、平成24年11月経営計画の策定時点の想定と比較すると、その回復基調は緩やかなものに留まっている。さらに、上記記載のOcean Victory号の訴訟による訴訟損失引当金繰入額を特別損失に計上した等の結果、当社の平成26年3月期第3四半期の四半期純損失は12,256百万円となり、多額の損失を計上するに至った。このような状況の中、関係取引先との間での円滑な取引を継続するためには、資本性のある資金調達をさらに実施することで自己資本の一層の増強を行い、海運市況が低迷するリスク(以下「市況リスク」という。)に加えて上記記載の訴訟リスクが実現した場合においても安定的な経営基盤を維持できる企業体力の確保を行うことが不可欠であると判断した。そこで、本D種株式の発行を行うことで、早急に財務基盤を安定させるとともに、これまで実行してきたコスト削減策を継続し、市況リスクの低減



を行って、安定的な利益を生み出すべく新しい中期経営計画(以下「新中期経営計画」という。)を策定し、平成26年3月27日付「中期経営計画に関するお知らせ」を公表している。当該「中期経営計画に関するお知らせ」において公表したとおり、新中期経営計画は、( )さらなる資本増強、( )市況リスクの低減、( )コスト削減及び( )事業再編をその内容とするものである。

#### 募集の目的及び理由

上記記載のとおり、資本性のある資金調達をさらに実施することで自己資本の一層の増強を行い、市況リスクに加えて上記記載の訴訟リスクが実現した場合においても安定的な経営基盤を維持できる企業体力の確保を行うことが不可欠であると判断した。なお、上記訴訟リスクについては、上記に記載のとおり直接の支払いは信用状の活用等により行われるため、本D種株式の募集に係る手取金がこれに直接充当されることは想定していないものの、上記の自己資本の充実に加えて、当該手取金を当社の運転資金に充当し、運転資金に充てられるキャッシュフローを厚くすることにより、上記訴訟リスクが実現し追加の資金手当に係る対応が必要となった場合においても、当該追加の資金手当に係る対応による当社のキャッシュフローに与える影響を抑えることができることから、新中期経営計画に従って安定的な経営基盤を維持した上で上記訴訟リスクにも備えるという観点からも、本D種株式の発行は不可欠と判断している。

また、現在の経済状況、資本市場の状況、当社を取巻く経営環境、当社の財政状態及び経営成績(平成26年3月期第3四半期連結累計期間の経常損失5,998百万円及び四半期純損失12,256百万円)を勘案すると、公募増資や株主割当による資金調達では今回の発行予定額の確保に不確実性があるため極めて困難であり、さらに、当社普通株式による第三者割当増資の実施については、普通株式の大幅な希薄化が直ちに生じ株主価値を著しく損うおそれがあることから、適切ではないと判断した。当社としては、普通株式の急激な希薄化を一定程度抑制しつつ、上記の募集の目的に必要な資金を確実に調達するためには、本D種株式を発行することが最善の選択であると判断した。

なお、当社は、累積損失を減少させ、平成26年3月期決算における繰越利益剰余金の欠損の填補を行うために、平成26年3月27日開催の取締役会において、本D種株式の発行と併せて、本D種株式発行と同時の資本金及び資本準備金の額の減少を決議するとともに、減少する資本金及び資本準備金の全額をその他資本剰余金から繰越利益剰余金へ振り替える剰余金の処分に係る議案を本定時株主総会に付議すること、並びに平成26年3月27日現在の資本準備金及び利益準備金の額を全額減少させ、利益準備金については繰越利益剰余金に振り替えるとともに、減少する資本準備金の全額をその他資本剰余金から繰越利益剰余金に振り替える剰余金の処分に係る議案を本定時株主総会に付議することを決議している。

- (2) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当事項なし。

- (3) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社、商船三井並びに割当予定先のうち大和PIパートナーズ株式会社及びフェニックス・キャピタル・パートナーズ・トゥエンティ投資事業組合(以下「株主間協定割当予定先」といい、株主間協定の当事者を「株主間協定当事者」と総称する。)は株主間協定において、以下の内容について合意する予定である。

#### 普通株式への転換制限

各株主間協定割当予定先は、平成26年11月7日以降平成27年2月6日までの間、累計で、取得価額の合計額が金47億円に自らの出資比率(各株主間協定割当予定先が平成26年7月8日において保有することとなった本D種株式数を、平成26年7月8日において発行された本D種株式の総数で除した割合)を乗じた金額を上回らない限度でのみ、普通株式を対価とする取得請求権を行使できるものとする。

各株主間協定割当予定先は、平成27年2月7日以降、自らが保有する当社の本D種株式の一部又は全部(以下本段落において「転換対象株式」という。)につき普通株式を対価とする取得請求権(以下本段落において「本転換請求権」という。)の行使を希望する場合、その都度本転換請求権を行使する予定の日の5営業日前までに( )当該転換対象株式の数、及び、( )当該本転換請求権の行使予定日を、商船三井に対し書面で通知(以下本段落において「転換予定通知」という。)するものとし、当該転換予定通知に記載された転換対象株式数を上限とし、かつ当該転換予定通知に記載された行使予定日から1ヵ月以内の期間においてのみ、本転換請求権を行使するものとする。

また、商船三井は割当予定先のうち、GREEN SPANKER SHIPPING S.A.、SOUTHERN ROUTE MARITIME S.A.、SUN LANES SHIPPING S.A.、PEDREGAL MARITIME S.A.及び三井物産株式会社(以下、それぞれを「取引先等割当予定先」という。)と、本D種株式に関して上記と同様の内容についてそれぞれ個別に合意する予定である。

- (4) 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

各株主間協定割当予定先は、当社の普通株式の空売りを行わない旨の合意をする予定である。

また、各株主間協定割当予定先は、商船三井の同意がある場合及び当該株主間協定に従い取得請求権の行使により当社に譲渡する場合を除き、その保有する本D種株式を譲渡することはできない旨の合意をする予定である。

また、商船三井は取引先等割当予定先と、本D種株式に関して上記と同様の内容についてそれぞれ個別に合意する予定である。

- (5) 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容  
該当事項なし。
  - (6) その他投資者の保護を図るため必要な事項  
該当事項なし。
- 7 当社は、普通株式、A種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式に関する定めを定款に置いている。この点、普通株式を有する株主への影響を考慮し、A種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式を有する株主は株主総会において議決権を有しないとされている。なお、普通株式、A種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式の単元株式数は、それぞれ1,000株である。

## 2【株式募集の方法及び条件】

### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	8,500,000株	8,500,000,000円	4,250,000,000円
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	8,500,000株	8,500,000,000円	4,250,000,000円

(注) 1 第三者割当の方法による。

- 2 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上増加する資本金の額の総額である。また、増加する資本準備金の額は4,250,000,000円である。なお、当社は、本定時株主総会において承認されることを条件として、本D種株式の払込期日に、資本金及び資本準備金をそれぞれ4,250,000,000円及び4,250,000,000円減少させ、減少額全額をその他資本剰余金に振り替えることを予定している。

### (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,000	500	1,000株	平成26年7月7日から同年9月30日(注4)	-	平成26年7月7日から同年9月30日(注4)

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行わない。

- 2 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上増加する資本金の額である。
- 3 当社は割当予定先との間で総数引受契約を締結する予定である。払込期日までに本D種株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、当該株式に係る割当は行われなかったこととなる。
- 4 会社法上の申込期間及び払込期間については、申込み及び払込みの手続きが完了するまでの時間的余裕を十分に確保しておくという観点から、上記のとおり平成26年7月7日から同年9月30日までを決議しているが、本有価証券届出書の提出日現在においては、平成26年7月8日に実際の申込み及び払込みが行われるものと見込んでいる。

### (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
第一中央汽船株式会社 本社	東京都中央区新富二丁目14番4号

### (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 東京営業部	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

## 3【株式の引受け】

該当事項なし。

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
8,500,000,000	200,000,000	8,300,000,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていない。

2. 発行諸費用のうち主なものは、登記関連費用、弁護士費用及びファイナンシャルアドバイザー費用である。

## (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額の具体的使途は、下記の内容を予定している。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
長期借入金及び社債の償還(注2)	2,700	平成26年7月及び平成28年3月
その他の営業活動のための運転資金(注3)	5,600	平成26年7月～平成28年3月

(注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理する。

2. 長期借入金及び社債の償還については、平成25年3月29日発行の無担保私募債の一部の早期償還及び長期借入金の返済のために、平成26年7月に合計16億円(無担保私募債については6億円、長期借入金については10億円)を充当し、平成25年3月29日発行の無担保私募債の一部の償還及び長期借入金の返済のために、平成28年3月に合計11億円(無担保私募債については10億円、長期借入金については1億円)を充当する予定である。上記無担保私募債の6億円分の早期償還については、当該無担保私募債の満期の到来が平成27年度末に予定されているところ、本D種株式による手取金の一部により当該無担保私募債の償還を行うことで、負債を減少させ資本を増加させることを企図するものである。なお、当該無担保私募債の残額の償還については、新中期経営計画に従って返済される予定である。

3. その他の営業活動のための運転資金については、燃料費、港費、借船料等、営業活動を行うにあたり、前払いの必要がある費用等に充当する予定である。前記「1 新規発行株式(注)6(1)行使価額修正条項付新株予約権付社債券等により資金の調達をしようとする理由」に記載のとおり、本D種株式の募集に係る手取金を当社の運転資金に充当し(5,600百万円)、運転資金に充てられるキャッシュフローを厚くすることにより、上記訴訟リスクが実現し追加の資金手当に係る対応が必要となった場合においても、当該追加の資金手当に係る対応による当社のキャッシュフローに与える影響を抑えることができることから、新中期経営計画に従って安定的な経営基盤を維持した上で訴訟リスクにも備えることができると判断している。

4. Ocean Victory号の訴訟に関する支払いが生じた場合については、前記「1 新規発行株式(注)6(1)行使価額修正条項付新株予約権付社債券等により資金の調達をしようとする理由」に記載のとおり、信用状の活用等により対応することを想定しているため、当該支払いには充当されない。

## 第2【売出要項】

該当事項なし。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

#### a. 割当予定先の概要

名称	大和P I パートナーズ株式会社
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号グラントウキョウ ノースタワー
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 川崎 憲一
資本金	12,000百万円
事業の内容	不良債権投資、プライベート・エクイティ投資、その他ファンド組成・運営業務を中心とした投資ビジネス
主たる出資者及び出資比率	株式会社大和インベストメント・マネジメント 95% 大和証券株式会社 5%

#### b. 提出者と割当予定先との関係

出資関係	該当事項なし。
人事関係	該当事項なし。
資金関係	該当事項なし。
技術又は取引関係	該当事項なし。

## a. 割当予定先の概要

名称	フェニックス・キャピタル・パートナーズ・トゥエンティ投資事業組合	
所在地	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号	
出資額	3,030百万円	
組成目的	当社の株式の取得及び保有等	
主たる出資者及び出資比率	日本リバイバル・ファンド・スリー投資事業有限責任組合 86.47% 日本リバイバル債権回収株式会社 13.20% フェニックス・キャピタル・パートナーズ・フィフティーン株式会社 0.33%	
業務執行組合員等に関する事項	名称	フェニックス・キャピタル・パートナーズ・フィフティーン株式会社
	本店の所在地	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 三村 智彦
	資本金	10百万円
	事業の内容	投資業
	主たる出資者及び出資比率	フェニックス・キャピタル株式会社 100.00%

## b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項なし。	
人事関係	該当事項なし。	
資金関係	該当事項なし。	
技術又は取引関係	該当事項なし。	
業務執行組合員等に関する事項	出資関係	該当事項なし。
	人事関係	該当事項なし。
	資金関係	該当事項なし。
	技術又は取引関係	該当事項なし。

## a. 割当予定先の概要

名称	GREEN SPANKER SHIPPING S.A.
本店の所在地	Comosa Building, Samuel Lewis and Manuel M.YCAZA, Avenues, the City of Panama, Republic of Panama
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項なし。
代表者の役職及び氏名	Katsuya Abe, President
資本金	10,000米ドル
事業の内容	外航船舶貸渡業
主たる出資者及び出資比率	協和汽船株式会社 100.00%

## b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	割当予定先は当社のA種種類株式200,000株を保有している。
人事関係	該当事項なし。
資金関係	該当事項なし。
技術又は取引関係	割当予定先は当社へ運航船舶の定期貸船をしている等、当社と割当予定先のグループは継続的な取引関係を有している。

## a. 割当予定先の概要

名称	SOUTHERN ROUTE MARITIME S.A.
本店の所在地	Comosa Building, Samuel Lewis and Manuel M.YCAZA, Avenues, the City of Panama, Republic of Panama
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項なし。
代表者の役職及び氏名	Katsuya Abe, President
資本金	12,000米ドル
事業の内容	外航船舶貸渡業
主たる出資者及び出資比率	日鮮海運株式会社 100.00%

## b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	割当予定先は当社のA種種類株式100,000株を保有している。
人事関係	該当事項なし。
資金関係	該当事項なし。
技術又は取引関係	割当予定先は当社へ運航船舶の定期貸船をしている等、当社と割当予定先のグループは継続的な取引関係を有している。

## a. 割当予定先の概要

名称	SUN LANES SHIPPING S.A.
本店の所在地	Comosa Building, Samuel Lewis and Manuel M.YCAZA, Avenues, the City of Panama, Republic of Panama
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項なし。
代表者の役職及び氏名	Katsuya Abe, President
資本金	10,000米ドル
事業の内容	外航船舶貸渡業
主たる出資者及び出資比率	日興汽船株式会社 100.00%

## b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	割当予定先は当社のA種種類株式100,000株を保有している。
人事関係	該当事項なし。
資金関係	該当事項なし。
技術又は取引関係	割当予定先は当社へ運航船舶の定期貸船をしている等、当社と割当予定先のグループは継続的な取引関係を有している。

## a. 割当予定先の概要

名称	PEDREGAL MARITIME S.A.
本店の所在地	53rd E Street, Urbanizacion Marbella, MMG Tower, 16th Floor, Panama, Rep. of Panama
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項なし。
代表者の役職及び氏名	Hidefumi Higaki, President
資本金	10,000米ドル
事業の内容	外航船舶貸渡業
主たる出資者及び出資比率	正栄汽船のグループ会社であるタクミ船舶株式会社 100.00%

## b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項なし。
人事関係	該当事項なし。
資金関係	該当事項なし。
技術又は取引関係	当社は割当予定先のグループから運航船舶の定期貸船を受けている等、当社と割当予定先のグループは継続的な取引関係を有している。



## a．割当予定先の概要

名称	三井物産株式会社	
本店の所在地	東京都千代田区大手町一丁目2番1号	
直近の有価証券報告書等の提出日	平成25年6月21日	第94期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日） 有価証券報告書提出
	平成25年8月13日	第95期第1四半期（自平成25年4月1日至平成25年6月30日） 四半期報告書提出
	平成25年11月13日	第95期第2四半期（自平成25年7月1日至平成25年9月30日） 四半期報告書提出
	平成26年2月13日	第95期第3四半期（自平成25年10月1日至平成25年12月31日） 四半期報告書提出

## b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項なし。
人事関係	該当事項なし。
資金関係	該当事項なし。
技術又は取引関係	割当予定先は、荷主として当社と直接の取引関係があるほか、当社と船主、造船所等との取引にも関わり、割当予定先のグループは広く総合的な当社の取引先である。（注）

（注） なお、当該割当予定先の子会社から当社の子会社に対する長期借入金のうち、一部である10億円については当該割当予定先が本D種株式の払込みを行う前に早期償還がなされることが予定されている。

## c．割当予定先の選定理由

当社は、平成25年2月6日及び同年6月28日付でA種種類株式の発行により商船三井から出資を受けているが、今回の本D種株式の発行に際して再度商船三井に追加出資を依頼することが困難であったことから、ブライスウォーターハウスコーパス株式会社（代表取締役 椎名茂、東京都中央区銀座八丁目21番1号）をファイナンシャルアドバイザーとして選任し、同社と協議の上、当社が必要とする資金を確実に調達し、財務体質の安定化を図ることの重要性についてご理解いただける金融投資家を中心に割当予定先の選定作業を行い、各割当先候補との間で本D種株式の引受けに関する協議を行った。

その結果、割当予定先である大和PIパートナーズ株式会社及びフェニックス・キャピタル・パートナーズ・トゥエンティ投資事業組合を運営するフェニックス・キャピタル株式会社はいずれも、上場株式及び種類株式への投資の経験が豊富で資金余力もある金融投資家であり、また、本D種株式の引受けは純投資目的であり当社の支配権を獲得する等の目的でもないことから、今回の割当予定先として適していると判断した。

また、割当予定先であるGREEN SPANKER SHIPPING S.A.（協和汽船株式会社の100%子会社）、SOUTHERN ROUTE MARITIME S.A.（日鮮海運株式会社の100%子会社）及びSUN LANES SHIPPING S.A.（日興汽船株式会社の100%子会社）は、いずれも当社グループとの間で50年以上に亘る長期的な取引関係を築いており、当社グループにおいて最大の取引規模を有する重要な船主である日鮮海運株式会社（代表取締役 阿部克也、愛媛県今治市伯方町木浦甲829番地の内第1）を頂点とする日鮮海運グループに属している。

割当予定先であるPEDREGAL MARITIME S.A.（正栄汽船株式会社の関連会社）は、当社グループとの間で20年以上に亘る長期的な取引関係を築いている、正栄汽船株式会社（代表取締役 檜垣幸人、愛媛県今治市小浦町一丁目4番52号）を中核とする正栄汽船グループに属している。

割当予定先である三井物産株式会社は、当社の重要な荷主であるとともに、当社と取引のある重要な船主、造船所との取引等にも深く関わる、当社にとって広く総合的な取引関係のある取引先である。

従って、日鮮海運グループ、正栄汽船グループ及び三井物産株式会社は、当社の今後の業務運営にとっても重要な取引先であり、日鮮海運グループにあっては、従前より当社に対して出資を行い当社の置かれている状況について十分な理解を有している。さらに、当社は、これらの取引先との関係をより強固にすることによって、将来の取引の安定化を図ることができると考え、今回の割当予定先として適切であると判断した。

なお、各割当予定先には、いずれも、当社が必要な資金を確実に調達し、財務体質の安定化を図ることの重要性をご理解いただくとともに、当社の中長期的な企業価値向上に向けた経営方針、本D種株式の募集の目的・商品性に対してご賛同いただいている。

以上の事情に鑑み、各割当予定先に対して本D種株式を発行することとした。

## d．割り当てようとする株式の数

大和PIパートナーズ株式会社	本D種株式	2,500,000株
フェニックス・キャピタル・パートナーズ・ トゥエンティ投資事業組合	本D種株式	3,000,000株
GREEN SPANKER SHIPPING S.A.	本D種株式	400,000株
SOUTHERN ROUTE MARITIME S.A.	本D種株式	300,000株
SUN LANES SHIPPING S.A.	本D種株式	300,000株
PEDREGAL MARITIME S.A.	本D種株式	1,000,000株
三井物産株式会社	本D種株式	1,000,000株

e. 株券等の保有方針

大和PIパートナーズ株式会社、フェニックス・キャピタル・パートナーズ・トゥエンティ投資事業組合、GREEN SPANKER SHIPPING S.A.、SOUTHERN ROUTE MARITIME S.A.、SUN LANES SHIPPING S.A.、PEDREGAL MARITIME S.A.及び三井物産株式会社からは、純投資であり、一定期間保有後に普通株式に転換した上で売却する可能性がある旨の意向の表明を口頭にて受けている。本D種株式は、払込期日から平成26年11月7日までの間は普通株式に転換されず、また、これを譲渡する場合には当社取締役会の承認を要するものとする譲渡制限条項を定めている。

さらに、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注)6 (4) 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容」に記載のとおり、株主間協定において各株主間協定割当予定先の本D種株式の譲渡の禁止(前記「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注)6 (4) 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容」に記載する一定の場合を除く。)について定めを置くことを予定している。また、商船三井はGREEN SPANKER SHIPPING S.A.、SOUTHERN ROUTE MARITIME S.A.、SUN LANES SHIPPING S.A.、PEDREGAL MARITIME S.A.及び三井物産株式会社と、本D種株式の譲渡の禁止に関してそれぞれ個別に合意する予定である。

さらに、各割当予定先からは、発行日から2年間において、割当を受けた本D種株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び譲渡株式数等の内容を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定である。

f. 払込みに要する資金等の状況

各割当予定先からは、払込期日までに払込みに要する資金の準備が完了できる旨の報告を得ている。

また、フェニックス・キャピタル・パートナーズ・トゥエンティ投資事業組合については、当社のファイナンシャルアドバイザーであるプライスウォーターハウスクーパース株式会社を通して確認したところ、キャピタル・コール型の資金募集形態(ファンドが設立時に投資家から投資資金の払込についてのコミットメントを取得し、投資の進捗に応じてファンドが投資家にキャピタル・コール(払込要求)を行う形態)をとっており、フェニックス・キャピタル・パートナーズ・トゥエンティ投資事業組合の投資家は、キャピタル・コールがなされた場合、あらかじめ合意された期間内に投資資金をファンドに払い込むことになるとのことである。フェニックス・キャピタル・パートナーズ・トゥエンティ投資事業組合は本D種株式の発行の発表後に資金を各投資家に請求することになっており、当社として本D種株式の払込みに支障はないものと判断した。

GREEN SPANKER SHIPPING S.A.、SOUTHERN ROUTE MARITIME S.A.、SUN LANES SHIPPING S.A.及びPEDREGAL MARITIME S.A.については、銀行預金通帳の写しを確認する等し、払込期日までに本D種株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断した。

大和PIパートナーズ株式会社については、同社の直近の決算公告に記載の平成25年3月末時点の貸借対照表を確認するとともに、当社において、同社の親会社である株式会社大和証券グループ本社から本D種株式の払込資金を借入れる予定であること、及び株式会社大和証券グループ本社が関東財務局長に提出した直近の有価証券報告書(平成25年6月27日提出)及び四半期報告書(平成26年2月14日提出)に記載の総資産、純資産並びに現金及び預金等の状況についても確認した結果、本D種株式の払込金額の総額の払込みについて問題のないことを確認している。

三井物産株式会社については、当社が関東財務局長に提出した直近の有価証券報告書(平成25年6月21日提出)及び四半期報告書(平成26年2月13日提出)に記載の売上高、資産合計額、株主資本、現金及び現金同等物等の状況を確認した結果、本D種株式の払込みについて問題のないことを確認している。

g. 割当予定先の実態

大和PIパートナーズ株式会社は、東京証券取引所市場第一部に上場している株式会社大和証券グループ本社の連結子会社であり、株式会社大和証券グループ本社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書において、大和証券グループとして反社会的勢力の排除を宣言する等、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を東京証券取引所のホームページにて確認することにより、大和PIパートナーズ株式会社及び大和PIパート

ナーズ株式会社の役員が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出している。

フェニックス・キャピタル・パートナーズ・トゥエンティ投資事業組合の役員等と当社の担当者は、本有価証券届出書の提出日に近接した日時である平成26年3月17日において直接面談を行っており、役員等や出資者の構成の概要や、投資先が反社会的勢力に関与していないことに係る確認体制について具体的な説明を受けた上で、当該割当予定先並びにその業務執行組合員であるフェニックス・キャピタル・パートナーズ・フィフティーン株式会社及び出資者が反社会的勢力とは関係がないことの表明を受けている。また、当社は、反社会的勢力とは関係がないという旨の確認書を当該割当予定先から受領することにより、当該割当予定先及びその役員等並びに出資者が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出している。さらに、当社においても、インターネット検索サイトを利用し、割当予定先の名称、役員名、取引先等についてキーワード検索を行うことにより収集した情報の中から、反社会的勢力を連想させる情報及びキーワードを絞込み、複合的に検索することにより、反社会的勢力との関わりを調査した。その結果、反社会的勢力との関わりを疑わせるものが検出されず、上記のとおり、当該割当予定先が反社会的勢力と関係があるという事実は確認できなかった。

GREEN SPANKER SHIPPING S.A.、SOUTHERN ROUTE MARITIME S.A.、SUN LANES SHIPPING S.A.及びPEDREGAL MARITIME S.A.については、長期的な取引関係を従前より構築する中で、当該割当予定先のグループや関係者が反社会的勢力とは関係がないことを確認してきていると考えており、また、当該割当予定先のグループの代表者や関係者に対して、当社の担当者は、本有価証券届出書の提出日に近接した日時である平成26年3月4日等において複数回に渡って直接面談等を行い、反社会的勢力とは関係がないことの表明を受けることを通して、当該割当予定先が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出している。さらに、当社においても、インターネット検索サイトを利用し、割当予定先の名称、役員名、取引先等についてキーワード検索を行うことにより収集した情報の中から、反社会的勢力を連想させる情報及びキーワードを絞込み、複合的に検索することにより、反社会的勢力との関わりを調査した。その結果、反社会的勢力との関わりを疑わせるものが検出されず、上記のとおり、当該割当予定先が反社会的勢力と関係があるという事実は確認できなかった。

三井物産株式会社については、東京証券取引所市場第一部に上場しており、三井物産株式会社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書に記載された反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を東京証券取引所のホームページにて確認することにより、三井物産株式会社又は同社の役員若しくは主要株主が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力とは一切関係していないと当社は判断している。

## 2【株券等の譲渡制限】

本D種株式を譲渡する場合には、当社の取締役会の承認を要する。また、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注)6 (4) 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容」及び前記「1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」に記載のとおり、株主間協定において各株主間協定割当予定先の本D種株式の譲渡の禁止(前記「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注)6 (4) 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容」に記載する一定の場合を除く。)について定めを置くことを予定している。また、商船三井はGREEN SPANKER SHIPPING S.A.、SOUTHERN ROUTE MARITIME S.A.、SUN LANES SHIPPING S.A.、PEDREGAL MARITIME S.A.及び三井物産株式会社と、本D種株式の譲渡の禁止に関してそれぞれ個別に合意する予定である。

## 3【発行条件に関する事項】

### 発行価格の算定根拠

当社は、株価及び株価変動率、本D種株式の配当条件、本D種株主が負担することとなるクレジット・コスト、普通株式を対価とする取得請求権、金銭を対価とする取得請求権等の本D種株式の価値に影響を与える様々な諸条件を考慮し、当社の置かれた事業環境及び財務状況等を総合的に勘案の上、一般的な価格算定モデルである二項ツリー・モデルにより算定した下記算定結果も参考に、各割当予定先との間で資金調達のための最大限の交渉を重ねた結果、1株当たりの払込金額を1,000円と決定した。かかる払込金額については、下記株式価値算定書において示された算定結果を相当程度下回るものの、資本の増強と財務基盤の安定化に必要な資金が本D種株式の発行による第三者割当増資により確保できる見込であること、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注)6 (1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等により資金の調達をしようとする理由」に記載した当社の置かれた事業環境及び財務状況、当社の株価の水準、必要となる資金の規模、並びに本D種株式の内容に係る経済的条件に関する各割当予定先との協議状況等を総合的に勘案し、本D種株式の払込金額には合理性があるものと判断している。

なお、当社は、本D種株式の払込金額の決定に際して、公正性を期すため、本D種株式の価値についての客観的かつ定量的な算定を得ることが必要であると判断し、第三者算定機関であるプライスウォーターハウスクーパース株式会社に本D種株式の株式価値の算定を依頼し、同社より、本D種株式の株式価値算定書を取得した。プライスウォーターハウスクーパース株式会社は、株価及び株価変動率、本D種株式の配当条件、本D種株主が負担することとなるクレジット・コスト、普通株式を対価とする取得請求権、金銭を対価とする取得請求権等の本D種株式の価値に影響を与える様々な諸条件について一定の前提を置いた上で、一般的な価値算定モデルである二項ツリー・モデルを用いて本D種株式の価値分析を実施している。なお、当社は、プライスウォーターハウスクーパース株式会社から1株当たりの払込金額の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)は取得していない。

客観的な市場価格のない種類株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な見解があるものの、本D種株式の払込金額は、会社法上、株式を引き受けるものに特に有利な金額に該当する可能性が高いと考えられることから、本D種株式発行については、本定時株主総会において、会社法第199条第2項及び第3項に基づく特別決議による承認を得る予定である。

上記のとおり、本D種株式の払込金額は、株式を引き受けるものに特に有利な金額に該当する可能性が高いものの、当社としては、Ocean Victory号の訴訟損失リスク及び海運市況の変動リスクがある中、関係取引先との安定的な取引関係を継続するとともに、収益構造を再構築し、適正な船隊規模への回帰により安定利益を生む構造へと改革するためには、さらなる資本増強を行い安定的な経営基盤を維持できる企業体力の確保を行うことが必要不可欠であると考えている。また、かかる構造改革を実施することは、当社グループの収益力向上に結びつくものであり、長期的な株主価値の維持・向上に繋がるものと考えている。

このように、本D種株式を各割当予定先に引き受けていただくことにより、当社にとっては、経営基盤の安定化及び構造改革実施による収益力向上を図ることができるという、大きなメリットがある。すなわち、当社は本D種株式の発行により、当社の純資産について海運市況の下落リスク及びOcean Victory号の訴訟損失リスクに耐えるとともに、平成28年度の計画上の経常利益として76億円の達成を目指しているが、仮にOcean Victory号訴訟の第一審判決で言い渡された損害賠償額と訴訟損失引当金繰入額として計上している金額の差額である約110億円の訴訟損失リスクが現実化したとしても、関係取引先との間での円滑な取引の継続と新中期経営計画の遂行可能性が高まることとなる。一方で、当社の置かれた事業環境及び財務状況において、当社にとって必要不可欠な資金調達額の総額を引き受けていただくためには、本D種株式の払込金額を各割当予定先が許容できる金額とすることも必要であると考えている。以上を総合的に考慮した結果、当該払込金額は、会社法上、株式を引き受けるものに特に有利な金額に該当する可能性が高いと考えられる金額であっても、合理性及び必要性を有するものと考えている。

### 発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本D種株式を8,500,000株発行することにより、総額85億円を調達するが、前記のとおり、合理的かつ必要不可欠な資金使途を有していることから、本D種株式の発行数量は合理的であると判断している。

本D種株式には、株主総会における議決権がないが、普通株式を対価とする取得請求権が付与されており、既存株主の皆様への議決権に対し希薄化が生じる可能性がある。今回の発行により各割当予定先が保有することとなる本D種株式8,500,000株の全部について、下限取得価額である36円により普通株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定すると、最大で議決権数236,108個の普通株式に転換されることになり、平成25年9月30日現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数である255,124個に対する割合は92.5%になる。

しかしながら、本D種株式の発行による第三者割当増資によって、当社は、自己資本を強化し、財務基盤の強化を図ることにより、経営基盤を安定させ、前述の訴訟損失リスク及び海運市況の変動リスクが実現したとしても、新中期経営計画を着実に遂行することが可能となる。また、普通株式を対価とする取得請求権は、平成26年11月7日までは行使することができないことから、発行日において直ちに普通株式の希薄化が生じるものではなく、平成26年11月7日以降平成27年2月6日までの間は、取得価額の合計額が累計で47億円を超えない限度においてのみ、普通株式対価取得請求をすることができる設計とされており、修正後取得価額にも下限が設定されている。このように、本D種株式の発行に伴う希薄化によって既存株主の皆様が生じ得る影響に対しては一定の配慮がなされており、希薄化の規模についても合理的であると判断している。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

今回行う本D種株式8,500,000株の第三者割当により、各割当予定先が保有することとなる本D種株式の全部について、下限取得価額である36円により普通株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定すると、最大で議決権数236,108個の普通株式に転換されることになり、平成25年9月30日現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数である255,124個に対する割合は92.5%になる。

したがって、本D種株式の発行は、大規模な第三者割当に該当する。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

## a 所有株式数別

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対す る所有株式 数の割合 (%)	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の発行 済株式総数に 対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社商船三井	東京都港区虎ノ門2丁目1番1号	98,774	33.49	98,774	32.55
新日鐵住金株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目6番1号	37,075	12.57	37,075	12.22
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川2丁目27-2	13,054	4.43	13,054	4.30
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	5,710	1.94	5,710	1.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	5,710	1.94	5,710	1.88
住友金属鉱山株式会社	東京都港区新橋5丁目11番3号	5,352	1.81	5,352	1.76
BNP PARIBAS WEALTH MANAGEMENT SINGAPORE BRANCH (常任代理人 BNPパリバ証券株式会社)	10 COLLYER QUAY, 35-01 OCEAN FINANCIAL CENTRE, SINGAPORE 049315 (東京都千代田区丸の内1丁目9番1号 グラントウキョウノースタワー)	3,161	1.07	3,161	1.04
フェニックス・キャピタル・パートナーズ・トゥエンティ投資事業組合	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号	0	0	3,000	0.99
JPMCC CLIENT SAFEKEEPING ACCOUNT (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	THREE CHASE METROTECH CENTER, BROOKLYN, NEW YORK 11245, U.S.A (東京都品川区東品川2丁目3番14号)	2,765	0.94	2,765	0.91
大和P Iパートナーズ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号グラントウキョウノースタワー	0	0	2,500	0.82
計	-	171,602	58.18	177,102	58.36

(注) 1 所有株式数及び発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、平成25年9月30日現在の株主名簿に基づき記載している。

2 上記のほか当社所有の自己株式7,514千株(2.48%)がある。

3 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口)名義5,710千株は、株式会社三井住友銀行が実質保有している。

## b 所有議決権数別

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 議決権数 (個)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
株式会社商船三井	東京都港区虎ノ門2丁目1番1号	68,774	26.96	68,774	26.96
新日鐵住金株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目6番1号	37,075	14.53	37,075	14.53
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川2丁目27-2	13,054	5.12	13,054	5.12
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	5,710	2.24	5,710	2.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	5,710	2.24	5,710	2.24
住友金属鉱山株式会社	東京都港区新橋5丁目11番3号	5,352	2.10	5,352	2.10
BNP PARIBAS WEALTH MANAGEMENT SINGAPORE BRANCH (常任代理人 BNPパリバ証券株式会社)	10 COLLYER QUAY, 35-01 OCEAN FINANCIAL CENTRE, SINGAPORE 049315 (東京都千代田区丸の内1丁目9番1号 グラントウキョウノースタワー)	3,161	1.24	3,161	1.24
JPMCC CLIENT SAFEKEEPING ACCOUNT (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	THREE CHASE METROTECH CENTER, BROOKLYN, NEW YORK 11245, U.S.A (東京都品川区東品川2丁目3番14号)	2,765	1.08	2,765	1.08
住友重機械工業株式会社	東京都品川区大崎2丁目1-1	2,479	0.97	2,479	0.97
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号	2,319	0.91	2,319	0.91
計	-	146,399	57.38	146,399	57.38

(注) 1 所有議決権数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年9月30日現在の株主名簿に基づき記載している。

2 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口)名義5,710個は、株式会社三井住友銀行が実質保有している。

3 本D種株式は、株主総会における議決権がなく、本D種株式割当後の普通株式の議決権数の割合の変更はない。

## 本D種株式の全てについて普通株式対価取得請求権が行使された後の大株主の状況

## 普通株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
フェニックス・キャピタル・パートナーズ・トゥエンティ投資事業組合	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号	0	0	83,333	16.96
大和PIパートナーズ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号グラントウキョウノースタワー	0	0	69,444	14.14
株式会社商船三井	東京都港区虎ノ門2丁目1番1号	68,774	26.96	68,774	14.00
新日鐵住金株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目6番1号	37,075	14.53	37,075	7.55
PEDREGAL MARITIME S.A.	53rd E Street, Urbanizacion Marbella, MMG Tower, 16th Floor, Panama, Rep. of Panama	0	0	27,777	5.65
三井物産株式会社	東京都千代田区大手町一丁目2番1号	0	0	27,777	5.65
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川2丁目27-2	13,054	5.12	13,054	2.66
GREEN SPANKER SHIPPING S.A.	Comosa Building, Samuel Lewis and Manuel M.YCAZA, Avenues, the City of Panama, Republic of Panama	0	0	11,111	2.26
SOUTHERN ROUTE MARITIME S.A.	Comosa Building, Samuel Lewis and Manuel M.YCAZA, Avenues, the City of Panama, Republic of Panama	0	0	8,333	1.70
SUN LANES SHIPPING S.A.	Comosa Building, Samuel Lewis and Manuel M.YCAZA, Avenues, the City of Panama, Republic of Panama	0	0	8,333	1.70
計	-	118,904	46.61	355,015	72.27

(注) 1 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年9月30日現在の株主名簿に基づき記載している。

2 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合の算出にあたっては、本D種株式の下限取得価額である36円により、各割当予定先が保有する全ての本D種普通株式対価取得請求権が行使された場合において交付される普通株式236,111,108株及び議決権数236,108個を基準に算出している。



## 6【大規模な第三者割当の必要性】

前記「第1 募集要項 1 新規発行株式 注6 (1)行使価額修正条項付新株予約権付社債券等により資金の調達をしようとする理由」のとおり、海運市況は回復傾向にあるもののその回復基調は緩やかなものに留まっており、市況リスクに加えてOcean Victory号の訴訟リスクが実現した場合においても安定的な経営基盤を維持できる企業体力の確保を行うことが不可欠であると判断している。なお、上記訴訟リスクについては、直接の支払いは信用状の活用等により行われるため、本D種株式の募集に係る手取金がこれに直接充当されることは想定していないものの、上記の自己資本の充実に加えて、当該手取金を当社の運転資金に充当し、運転資金に充てられるキャッシュフローを厚くすることにより、上記訴訟リスクが実現し追加の資金手当に係る対応が必要となった場合においても、当該追加の資金手当に係る対応による当社のキャッシュフローに与える影響を抑えることができることから、新中期経営計画に従って安定的な経営基盤を維持した上で上記訴訟リスクにも備えるという観点からも、本D種株式の発行は不可欠と判断している。

当社の取締役会としては、現在の経済状況、資本市場の状況、当社を取巻く経営環境、当社の財政状態及び経営成績(平成26年3月期第3四半期連結累計期間の経常損失5,998百万円及び四半期純損失12,256百万円)を勘案すると、公募増資や株主割当による資金調達では今回の発行予定額の確保に不確実性があるため極めて困難であること、また、当社の普通株式は流動性が高くないところ、時価総額に比して多額の資金調達を普通株式にて調達しようとする、直ちに大幅な希釈化が生じるとともに、株価にも重大な悪影響が生じることが見込まれるため、種類株式による調達を検討した。その結果として、普通株式の急激な希薄化を抑制しつつ、上記目的を達成するためには、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式 注3 株式の内容」の内容を有する本D種株式を発行し、当社の中長期的な企業価値向上に向けた経営方針にご理解及びご賛同をいただいている各割当予定先に引き受けていただくことが最善の選択であると判断している。また、前記「3 発行条件に関する事項 発行条件の合理性に関する考え方」のとおり、本D種株式には、普通株式を対価とする取得請求権が付与されており、既存株主の皆様への議決権に対し希薄化が生じる可能性があるが、平成26年11月7日以降平成27年2月6日までの間は、取得価額の合計額が累計で47億円を超えない限度においてのみ、普通株式対価取得請求をすることができる設計とされる等、当該希薄化によって既存株主の皆様に生じ得る影響に対しては一定の配慮がなされており、希薄化の規模についても合理的であると判断している。

なお、本D種株式の発行については、本定時株主総会において、株主の皆様への特別決議による承認を得る予定である。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項なし。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項なし。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項なし。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第66期(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日) 平成25年6月27日 関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第67期第1四半期(自平成25年4月1日 至平成25年6月30日) 平成25年8月14日 関東財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第67期第2四半期(自平成25年7月1日 至平成25年9月30日) 平成25年11月14日 関東財務局長に提出

#### 4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第67期第3四半期(自平成25年10月1日 至平成25年12月31日) 平成26年2月13日 関東財務局長に提出

#### 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成26年3月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年7月3日に関東財務局長に提出

#### 6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成26年3月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を平成25年7月31日に関東財務局長に提出

#### 7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成26年3月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号並びに第19号の規定に基づく臨時報告書を平成25年8月14日に関東財務局長に提出

#### 8【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成26年3月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を平成25年10月2日に関東財務局長に提出

## 9【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成26年3月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を平成25年11月14日に関東財務局長に提出

### 10【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成26年3月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号並びに第19号の規定に基づく臨時報告書を平成25年12月9日に関東財務局長に提出

### 11【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成26年3月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号並びに第19号の規定に基づく臨時報告書を平成25年12月13日に関東財務局長に提出

### 12【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成26年3月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づく臨時報告書を平成26年2月21日に関東財務局長に提出

## 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本届出書提出日(平成26年3月27日)までの間において変更その他の事由は生じていない。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項も存在しない。

## 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

第一中央汽船株式会社 本社  
(東京都中央区新富二丁目14番4号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

## 第五部【特別情報】

該当事項なし。